



2021年9月17日

各 位

会社名 株式会社クロスフォー
代表者 代表取締役社長 土橋 秀位
(コード番号：7810 東証 JASDAQ)
問合せ先 取締役 山口 毅
(TEL.057-008-9640)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2021年10月29日開催予定の第34期定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

(1) 場所の定めのない株主総会（いわゆるバーチャルオンリー株主総会）の導入

「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」が成立し、新たに上場会社で場所の定めのない株主総会（いわゆるバーチャルオンリー株主総会）の開催が認められたことに伴い、株主総会の開催方式の拡充を目的として、定款第13条第2項を追加するものであります。

なお、本議案に基づく定款変更の効力発生は、本株主総会での決議に加え、株主の利益の確保に配慮しつつ産業競争力を強化することに資する場合として経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業省令・法務省令で定めるところにより、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けることを条件といたします。

(2) 株主総会参考書類等の電子提供措置の導入

令和元年の会社法改正により、株主総会参考書類等の電子提供措置が認められるとともに、振替株式発行会社(上場会社)には、電子提供措置に係る改正会社法の施行日以降、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定款で定めることが義務付けられることとなりました。これに伴い、所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2021年10月29日

定款変更の効力発生日 2021年10月29日

以 上

(下線は変更部分であります。)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 条～第 12 条 (条文省略) (招集) 第 13 条 当社の定時株主総会は、毎事業年度の終了後 3 か月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。	第 1 条～第 12 条 (現行どおり) (招集) 第 13 条 (現行どおり)
(新設)	2 当社の株主総会は、場所の定めのない株主総会と
第 14 条 (条文省略)	することができる。
(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし	第 14 条 (現行どおり)
提供)	(削除)
第 15 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類 (当該連結計算書類に係る会計監査報告書または監査報告書を含む。) に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	
(新設)	(株主総会資料の電子提供)
第 16 条～第 46 条 (条文省略)	第 15 条 当社は、株主総会の招集に際し、会社法第 325 条 2 に定める電子提供措置をとる。当社は、電子提供措置をとる事項のうち、法務省令で定めるものの全部または一部について、基準日までに会社法第 325 条の 5 に定める書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載することを要しないこととする。
附則	第 16 条～第 46 条 (現行どおり)
	附則
(新設)	(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)
第 1 条	第 1 条 現行定款第 15 条の削除及び変更定款第 15 条の新設は、会社法の一部を改正する法律 (令和元年法律第 70 号) 附則第 1 条但書に定める施行の日 (以下「施行日」という。) から効力を生ずるものとする。前項の規定にかかわらず、施行日から 6 月以内の日
(新設)	に開催する株主総会については、現行定款第 15 条はなお効力を有する。
	本条は、施行日から 6 月を経過した日又は前項の株主総会の日から 3 月を経過した日のいずれか遅い日をもって、自動的に削除されることとする。